

令和元年7月3日
関東信越厚生局

指定訪問看護事業者に対する行政処分について

標記について、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1 指定訪問看護事業者の指定の取消

- | | | |
|--------------|---|------------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 訪問看護ステーション プーさんの家 |
| (2) 所 | 在 | 地 東京都中央区佃2-16-7-601 |
| (3) 事 | 業 | 者 株式会社プーさんの家 代表取締役 宮本 しょう子 |
| (4) 指定の取消年月日 | | 令和元年9月1日 |
| (5) 根拠となる法律 | | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第95条第3号及び第6号 |

【行政処分に至った経緯】

匿名の者から、当該訪問看護ステーションでは、訪問看護の提供を受けていない日であるにもかかわらず、訪問看護療養費が請求されている旨の情報提供があったため個別指導を実施したところ、利用者が入院期間中であるにもかかわらず訪問看護療養費が請求されている等の不正が強く疑われたため、個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、平成27年3月6日から平成29年1月26日まで計13日間の監査を実施した。

【行政処分の主な理由】

- 1 実際に行っていない指定訪問看護を行ったものとして、訪問看護療養費を不正に請求していた。（架空請求）
- 2 実際に行った指定訪問看護に行っていない指定訪問看護を付け増して、訪問看護療養費を不正に請求していた。（付増請求）

【訪問看護基本療養費の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり

件数	12件
不正請求額	547,554円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

【その他】

当該事業所に対しては、利用者への継続した訪問看護の提供のため、円滑な移行手続きを行うように指示している。また、関係機関に対しては、利用者からの相談があった際に適切に対応していただけるよう情報提供を行っている。